

## 「日本三霊山展（仮）」開催事業業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

「日本三霊山展（仮）」開催事業業務委託

### 2 委託業務の趣旨・目的

令和5年1月22日に締結した三霊山連携協定を契機として、本県の観光資源や食などの魅力発信を行うため、首都圏のアンテナショップ（日本橋とやま館及び日本三霊山を擁する県のアンテナショップ（石川県、静岡県））等と連携したPR事業を実施するもの。

### 3 実施期間

令和5年6月27日（火）～7月17日（月・祝）  
10時30分～19時30分 ※最終日は18時まで

### 4 会場

日本橋とやま館 交流スペース、トヤマバー

### 5 委託業務期間

契約の日から令和5年8月31日（木）までとする。

### 6 委託業務内容

#### (1) 「日本三霊山展（仮）」展示企画の実施

##### (ア) 総合調整に関すること

- a) 実施計画・スケジュール策定及び業務進捗管理
- b) 日本橋とやま館及び関係者等との連絡調整
- c) 会場及び展示レイアウトの作成

ただし、展示は「立山連峰」を中心とした展示内容とするともに、以下の要素を入れるものとする

- ① 日本三霊山という歴史的・文化的価値を活かした展示
- ② 白山、富士山の紹介
- ③ 石川・静岡とのコラボ商品の販売（交流スペース、トヤマバー）
- ④ 観光パンフレットの相互配架

なお、日本橋とやま館正面入口設置の「トヤマテーブル」は「立山信仰」をテーマに設営することから要調整とすること

##### (イ) 会場設営に関すること

- a) 展示に係る設営、撤去
  - b) 展示品の制作
  - c) 展示品や販売品の搬入、搬出、配送作業
  - d) 展示に必要なとなる備品等の搬入、搬出、配送作業
- (ウ) その他必要な業務
- (2) ワークショップの実施
- (ア) 総合調整に関すること
- a) 実施計画・スケジュール策定及び業務進捗管理
  - b) 日本橋とやま館及び関係者等との連絡調整
  - c) 会場レイアウトの作成
- ただし、内容は、「日本三霊山展（仮）」と連動したものとすること。
- (イ) 会場設営に関すること
- a) ワークショップスペースの設営、撤去
  - b) イベント実施に必要なとなる備品等の搬入、搬出、配送及び返送作業
- (ウ) 運営に関すること
- a) 当日の進行運営管理
  - b) 参加者受付、参加者へのアンケート実施
- (エ) その他必要な業務（新型コロナウイルス感染症対策を含む）
- (3) トヤマバーでの商品提供
- (ア) 総合調整に関すること
- a) トヤマバーで提供する商品の在庫管理
  - b) トヤマバースタッフへの商品説明
- (イ) 会場設営に関すること
- a) バーの特別メニューのPOP作成
  - b) 販売品の搬入、搬出、配送作業
- (4) 広報に関わる業務
- (ア) 宣伝広報及び広告に関わること
- a) 日本橋とやま館広報誌「とやまごころ」の原稿の作成  
※適材写真を含む
  - b) 各種メディアを活用した情報発信
- (イ) その他必要な業務
- (5) 暖簾の作成
- 緑色を基調とし、シャークスキン（綿）を素材とすること。制作する暖簾は以下のとおり。なお、展示終了後も通年で日本橋とやま館にて使用できるデザインとすること。
- ・ 日本橋とやま館正面入口用（W1000mm×H1850mm）× 2枚

- ・日本橋とやま館富山はま作側入口用 (W2400mm×H1000mm) × 1 枚
- ・富山はま作店舗暖簾 (W1220mm×H1050mm) × 1 枚

## 7 企画提案書作成等に係る留意事項

下記の点を踏まえて実施することとなります。

(1) 交流スペースは全区画 (A～C区画) を活用すること (イベント図面参照)。

※1 必要に応じて、天井装飾、格子壁装飾は可。

※2 ポスター、のぼり旗、ゆるキャラの使用は不可。

(2) ワークショップは交流スペース (主にD区画) での実施とすること。

(3) ワークショップは講師への謝金・旅費を費用計上すること。

(4) 石川・静岡とのコラボ商品は、各県アンテナショップに置いてあるものから組み合わせたものとする。

(5) 見積書については、①展示(交流スペース)、②ワークショップ、③トヤマバー  
④広報、⑤暖簾ごとに費用を算出すること。

## 8 成果品

(1) 実施計画書

(2) 実績報告書

## 9 納品期限

令和5年8月15日(火)

## 10 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 11 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、一般財団法人富山会館担当者との協議の上、定めることとする。

(2) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(3) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、一般財団法人富山会館に属するものとします。

(4) 実施計画の策定にあたっては、関係者と密に連携を図ること。

(5) 必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合があります。